

移住支援金の支給について



[印刷用ページを表示する](#)

掲載日：2019年8月2日更新

東京圏からのＵＩＪターンの促進及び地方の担い手不足解消を目的として、令和元年度から金山町内へ移住する方を対象に、移住支援金を支給する取組を始めました。

金山町では、以下の要件をすべて満たす方に、世帯で最大１００万円、単身で最大６０万円支給します。

申請を希望される方は下記内容を御確認いただき、該当の可能性がある場合は、必ず、お早めに金山町までご相談ください。

【支給要件】

○東京都２３区にお住まいの方（５年以上の居住実態があること）、または東京圏（埼玉県、千葉県、東京都（条件不利地域を除く）及び神奈川県）に在住し２３区内へ通勤している方（５年以上の通勤実態があること）

○移住後に町内外の中小企業等（福島県の求人マッチングサイト「Ｆターンサイト」に移住支援金の対象として掲載された企業に限ります。）に就業し、５年以上継続して勤務する意思を有していること。

○金山町内に５年以上継続して居住する意思があること。

支給要件に当てはまる方は、金山町に申請書類を提出してください。

＊申請できる期間は、「就業して３か月以上で、かつ転入後３か月以上１年以内の期間」となります。

なお、制度の詳細は以下のとおりです。



[金山町移住支援金給付事業補助金交付要綱（申請様式含む）\[PDFファイル／591KB\]](#)



[移住支援金について（福島県地域振興課）](#)



[福島県求人マッチングサイト「Ｆターンサイト」](#)

【お問い合わせ先】

（移住支援金について）

金山町復興観光課復興政策係 電話 ０２４１－５４－５２０３

福島県企画調整部地域振興課 電話 ０２４－５２１－８０２３

（Ｆターンサイトについて）

福島県商工労働部雇用労政課 電話 ０２４－５２１－７２９０